

令和7年度 第1回

八代市国民健康保険運営協議会

日 時：令和7年10月30日（木）午後2時

場 所：八代市役所 302会議室

八代市健康福祉部 国保ねんきん課

八代市国民健康保険運営協議会次第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 会の成立
4. 市長挨拶
5. 会長・副会長選出
6. 諒 問
7. 議 事

(1) 報 告

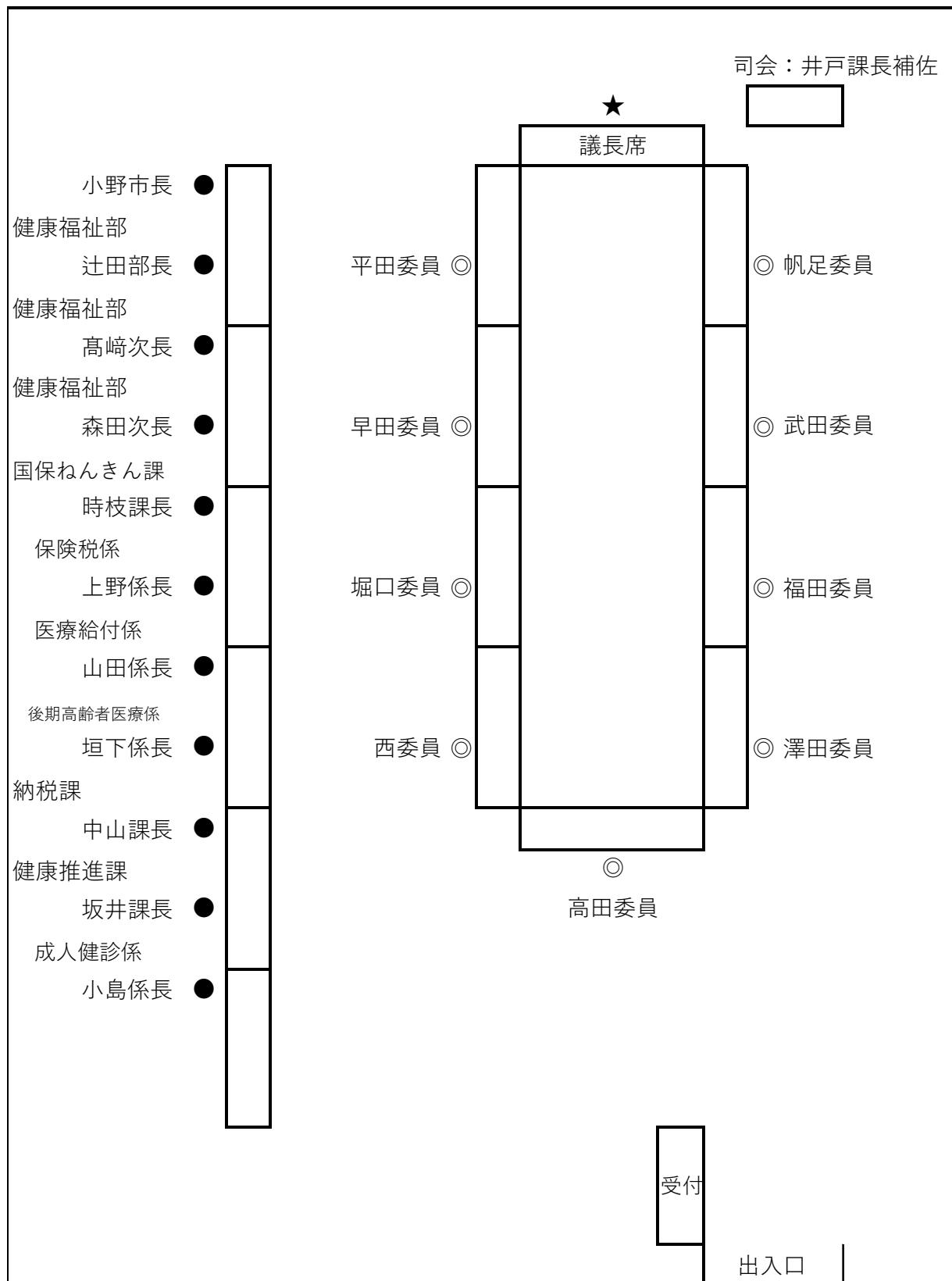
- ① 令和 6 年度八代市国民健康保険特別会計決算報告
- ② 令和 6 年度八代市国民健康保険事業実績報告
- ③ 第 3 期データヘルス計画の実施状況について
- ④ 国民健康保険に関わる制度改正の動向等について
- ⑤ 質 疑

(2) 審 議

令和 8 年度国民健康保険税の税率等について

8. 閉 会

席 次 表



八代市国民健康保険運営協議会名簿

任期：令和7年10月1日～令和10年9月30日
令和7年10月30日現在

代表区分	フリガナ 氏 名	職業または役職名
被保険者代表	モトシマ セキヤ 本島 碩哉	八代地域農業協同組合 理事
	ヒラタ サチコ 平田 砂智子	八代漁業協同組合 組合員
	ハヤタ ホタル 早田 蛍	気象予報士、防災士
	ホリケチ カズヨ 堀口 佳寿代	自営業
国民健康保険 保険医・保険 薬剤師代表	ニシ トオル 西 徹	(一社)八代市医師会 理事
	マツモト ノブタク 松本 展武	(一社)八代都市医師会 副会長
	タカタ ヒロキ 高田 博樹	(一社)八代歯科医師会 副会長
	サワダ カズアキ 澤田 一昭	(一社)八代薬剤師会 監事
公益代表	フクダ タミオ 福田 民男	八代市市政協力員協議会 会長
	カケヒ ヨコ 掛樋 洋子	八代市地域婦人会連絡協議会 副会長
	ムラモト ケイコ 村本 恵子	八代市民生委員児童委員協議会
	タケダ アキコ 武田 明子	中小企業診断士、行政書士
被用者保険等 保険者代表	ホアン トモカズ 帆足 朋和	熊本県被用者保険等保険者連絡協議会 地方職員共済組合熊本県支部 事務長
	トミタ カズハル 富田 和典	熊本県被用者保険等保険者連絡協議会 全国健康保険協会熊本支部 支部長

(敬称略・順不同)

国民健康保険運営協議会関係法規等抜粋

○国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項**(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項**(第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会について必要な事項は、政令で定める。**

○国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第3条 法第11条第1項に定める協議会(第5項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。**
- 3 法第11条第2項に定める協議会**(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。**
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会**(次条及び第5条第1項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選舉する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選舉された委員が、その職務を代行する。

○八代市国民健康保険条例

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4名
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4名
- (3) 公益を代表する委員 4名
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2名

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

○八代市国民健康保険条例施行規則

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(協議会)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

- (1) 一部負担金割合に関すること。
- (2) 国民健康保険税に関すること。
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第58条による保険給付の種類及び内容の変更に関すること。
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関すること。
- (5) その他市長において重要と認める事項

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから協議会において互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

- 第 4 条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、会議の議長となる。
- 2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議招集の請求があったときは、その諮問又は請求のあった日から 7 日以内に会議を招集しなければならない。

(定足数及び表決)

- 第 5 条 会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

- 第 6 条 協議会の議事については会議録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載する。
- 2 会議録には、議長及び出席した委員のうちから議長が指名する委員 2 人が署名しなければならない。